

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十五号

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年四月一日とする。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三